都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		（1） 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（2）ケの内容	（3） 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間(あてはまるもの全てに○)				（4） エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→（2）		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→（4）	
23	23	16	15	10	2	20	12	23	0	6	6	0	0	22	1	1
広島県	広島市	○	○			○	○	○						○		
広島県	呉市	○		○		○	○	○						○		
広島県	竹原市	○	○			○	○	○						○		
広島県	三原市	○	○			○		○		○	・就学時健康診断の際に郵送により書類を配布 ・駅前電光掲示板に制度案内を掲示			○		
広島県	尾道市	○	○	○		○	○	○						○		
広島県	福山市	○	○			○		○		○	・小学校入学予定者のいる全家庭に書類を郵送 ・子育て関連の案内冊子に制度を記載 ・個人懇談，家庭訪問等で制度を周知			○		
広島県	府中市	○		○			○	○						○		
広島県	三次市	○	○	○		○		○						○		
広島県	庄原市					○	○	○						○		
広島県	大竹市	○	○				○	○		○	各地区の民生委員協議会に出席し、民生委員に対し制度の説明および周知を行い、協力を依頼している。 次年度新一年生の保護者に対し、案内を郵送した。			○		
広島県	東広島市	○	○	○		○	○	○		○	市の他部署が運営する子育て支援アプリへの掲載。			○		
広島県	廿日市市	○	○			○		○						○		
広島県	安芸高田市		○	○		○		○		○	子育て支援に関するパンフレット等に制度概要を掲載			○		
広島県	江田島市	○	○			○		○						○		
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○	○						○		
広島県	海田町	○	○	○		○		○							○	随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は認定日以降分から援助
広島県	熊野町		○	○		○		○						○		
広島県	坂町	○			○		○	○		○	福祉部局（民生課、福祉事務所）に依頼し、母子、父子家庭、生活困窮相談等の相談があった場合には、制度の案内をしてもらい、詳細については、教育委員会で説明を受けるように、繋いでもらっている。			○		
広島県	安芸太田町					○	○	○						○		
広島県	北広島町		○	○		○		○						○		
広島県	大崎上島町					○	○	○						○		
広島県	世羅町					○		○						○		
広島県	神石高原町	○				○		○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		（5） 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）							（6）キの内容	（7）就学援助制度周知の工夫
		ア．希望者が学校に提出（申請者のみ提出）	イ．希望者が教育委員会に提出（申請者のみ提出）	ウ．希望者が学校もしくは教育委員会に提出（申請者のみ提出）	エ．全員が学校に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	オ．全員が教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	カ．全員が学校もしくは教育委員会に提出（申請の有無にかかわらず全員提出）	キ．その他→（6）		
23	23	12	0	10	0	0	0	1	1	11
広島県	広島市			○						
広島県	呉市	○								
広島県	竹原市			○						・保護者へのお知らせや申請書において，平易な文面を使用している。 ・離婚等の世帯変更があった場合は，必ず就学援助制度を説明している。
広島県	三原市	○								
広島県	尾道市	○								
広島県	福山市	○								目につきやすいタイトルにし，援助対象となる年間所得の目安額等や援助費目等の記載。
広島県	府中市	○								
広島県	三次市			○						
広島県	庄原市	○								
広島県	大竹市			○						
広島県	東広島市							○	新入学学用品費の入学前支給分のみ、希望者が教育委員会へ提出。その他については、希望者が学校へ提出。	・毎年、全児童生徒へ制度案内を配布している。・援助対象となる年間所得の目安額を案内に記載している。・各費目の援助額を記載している。・日本語以外に、英語、中国語、ポルトガル語の案内を作成している。
広島県	廿日市市			○						
広島県	安芸高田市	○								子育て支援課等、関連のある部署にも制度を周知し，学校や教育委員会以外でも保護者へ情報提供できる仕組みがある。
広島県	江田島市	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載，各費目の援助額の記載，外国語（英語）での制度説明と申請書を作成
広島県	府中町			○						児童福祉担当課からも制度周知、申請書配布等してもらっている。 押印や一部書類の添付省略を可能としている。
広島県	海田町			○						各費目の援助額や年間総援助額の記載
広島県	熊野町			○						援助対象となる年間所得の目安額を記載。 転入・離婚等の手続き時に就学援助制度の説明。
広島県	坂町	○								制度案内については、学校より、全員配布。申請について、学校に問合せするのが、恥ずかしい、援助を支給されているのが、児童・生徒間で知られたら、差別されるのではないかとの不安や心配がある世帯もあるため、相談や、申請の説明は、教育委員会が受付けるように周知している。
広島県	安芸太田町			○						
広島県	北広島町	○								
広島県	大崎上島町	○								
広島県	世羅町			○						域内の保育所、認定こども園及び小中学校に毎年度案内を配布している。
広島県	神石高原町	○								入学説明会や進級時に全児童生徒へ就学援助制度の周知を徹底している。

都道府県	市区町村名	2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																
		＜小学校＞																																
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （1）でアと回答した場合，小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに〇）									（6） ケの内容	（7） （1）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに〇）				（8） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他 →（6）		ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（8）	
23	23	22	0	1	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	10	0	7	10	6	6	5	3	2	0	8	8	0	0	1	0	0
広島県	広島市	〇					〇										〇						〇											
広島県	呉市	〇					〇											〇		〇		〇		〇										
広島県	竹原市	〇					〇									〇					〇							〇	就学時健康診断の際に，教育委員会が実施会場（市内施設）で案内を配布している。					
広島県	三原市	〇					〇											〇		〇	〇		〇					〇	駅前電光掲示板に掲載					
広島県	尾道市	〇					〇											〇		〇	〇	〇	〇											
広島県	福山市	〇					〇										〇			〇	〇		〇											
広島県	府中市	〇					〇										〇					〇												
広島県	三次市	〇					〇										〇											〇	就学時健康診断案内通知に同封している。					
広島県	庄原市	〇					〇										〇								〇									
広島県	大竹市	〇					〇											〇		〇	〇	〇				〇								
広島県	東広島市	〇					〇											〇		〇		〇						〇	市の他部署が運営する子育て支援アプリへの掲載。					
広島県	廿日市市	〇					〇											〇			〇							〇	就学時健康診断の案内とともに入学前支給の案内を送付					
広島県	安芸高田市	〇					〇											〇					〇	〇										
広島県	江田島市	〇					〇										〇			〇	〇			〇	〇	〇								
広島県	府中町	〇					〇										〇						〇											
広島県	海田町	〇					〇										〇				〇	〇												
広島県	熊野町	〇					〇										〇				〇							〇	就学時健康診断の案内の書類とともに配付					
広島県	坂町	〇					〇										〇											〇	就学時健康診断の当日受付窓口で配布					
広島県	安芸太田町	〇					〇										〇											〇	就学時健康診断の結果通知と共に保護者へ送付					
広島県	北広島町	〇					〇											〇			〇			〇										
広島県	大崎上島町			〇																												〇		
広島県	世羅町	〇					〇											〇							〇									
広島県	神石高原町	〇					〇											〇						〇										

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																						
		＜中学校＞																						
		（1） 実施・検討状況について				（2） エの内容	（3） （1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4） （1）でアと回答した場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									（5） （4）でウと回答した場合，その理由（当てはまるもの全てに〇）				（6） エの内容
		ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他 →（2）		ア．令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ．令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ．令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ．未定	ア． 8月以前	イ． 9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ． 1月	キ． 2月	ク． 3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから。	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ．認定回数が増える，支給後に転居へした場合の対応など，事務業務量が増加するから。	エ．その他 →（6）	
23	23	22	0	1	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	9	0	0	0	1	0	0
広島県	広島市	〇					〇										〇							
広島県	呉市	〇					〇											〇						
広島県	竹原市	〇					〇										〇							
広島県	三原市	〇					〇											〇						
広島県	尾道市	〇					〇										〇							
広島県	福山市	〇					〇										〇							
広島県	府中市	〇					〇										〇							
広島県	三次市	〇					〇										〇							
広島県	庄原市	〇					〇										〇							
広島県	大竹市	〇					〇											〇						
広島県	東広島市	〇					〇											〇						
広島県	廿日市市	〇					〇											〇						
広島県	安芸高田市	〇					〇											〇						
広島県	江田島市	〇					〇										〇							
広島県	府中町	〇					〇										〇							
広島県	海田町	〇					〇										〇							
広島県	熊野町	〇					〇										〇							
広島県	坂町	〇					〇										〇							
広島県	安芸太田町	〇					〇										〇							
広島県	北広島町	〇					〇											〇						
広島県	大崎上島町			〇																		〇		
広島県	世羅町	〇					〇											〇						
広島県	神石高原町	〇					〇											〇						

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		（1） 当てはまるもの1つに○					（2） オの内容 ・ 補足事項	（3） 令和3年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（4） ソ，タ又はチを回答した場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5） ツを回答した場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（6） テの内容	（7） 補足事項
		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており，その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準を整備し，その基準により認定	ウ．相談があった場合，事例に応じて個別に対応	エ．新たに認定基準を整備することを検討中	オ．その他 →（2）		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円），1.5倍（455万円）等） →係数（倍率）を（4）に記入。	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの →係数（倍率）を（4）に記入。	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の1.0倍，1.5倍等） →係数（倍率）および目安額を（5）に記入	テ．その他 →（6）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍		
23	23	8	5	6	0	4	5	21	21	20	20	20	22	4	2	15	17	6	4	7	12	8	7	7	0	10	22	0	10	0
広島県	広島市	○						○	○	○	○	○	○								○		○			○	1.014×1.13		・世帯の収入が激減した場合、直近3か月分の給与と直近の賞与を1年分の収入として換算し、審査用所得から3割減かつ、認定基準額を下回っていれば、認定としている。 ・雇用保険を受給しており、受給満了期間が当該年度を含んでいること。雇用保険受給者以外の世帯員については、別途所得審査を行っている。	
広島県	呉市	○						○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.1		雇用保険の失業給付，その他教育委員会が必要と認めた場合（世帯に突発的なことが起こり，収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合）	
広島県	竹原市			○				○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.5			
広島県	三原市		○					○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		○	1.3		雇用保険の失業等給付を受けている者	
広島県	尾道市		○					○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3			
広島県	福山市	○						○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3			
広島県	府中市			○				○	○		○	○	○								○					○			特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額に基づき、収入額及び需要額を算定し、収入額が需要額のおおむね1．3倍を超えない世帯。	
広島県	三次市	○						○	○	○		○	○			○	○			○		○					1.3			
広島県	庄原市	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.5		その他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。	
広島県	大竹市					○	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活福祉資金特例貸付を受けた世帯を認定	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.24			
広島県	東広島市	○							○	○	○	○	○				○					○					1.3			
広島県	廿日市市		○					○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.25			
広島県	安芸高田市	○						○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.3		保護者の死亡或いは災害に遭った場合等	
広島県	江田島市			○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○			1.3			
広島県	府中町	○					令和2年度分について、新型コロナウイルス感染症の影響による認定者については、令和3年度分の一部期間についても自動的に認定。その他は従来からの家計急変世帯への認定基準に準じた基準により対応。	○		○	○	○	○								○		○			○	1.2		雇用保険の失業給付を受けている者、災害・死亡・失業・新型コロナウイルス等の影響により、家計に著しい影響を受けた者	
広島県	海田町					○	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて，新たに認定基準を整備し，その基準により認定。 令和3年度は認定基準を設けず，昨年度の世帯所得をもとに認定。	○	○	○	○		○									○				○	1.1		保護者の死亡や，災害にあうなど，特別な事情	
広島県	熊野町		○					○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.1		雇用保険の失業給付者、新型コロナウイルスの影響による収入激減	
広島県	坂町			○																			○				1.3			
広島県	安芸太田町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	1.3		生活保護法第6条第2校に規定するよう保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	
広島県	北広島町		○					○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					1.3			
広島県	大崎上島町					○	相談等なかったため特に対応していない	○	○				○					○	○	○		○					1.3			
広島県	世羅町					○	特に対応していない。	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		○					1.3			
広島県	神石高原町			○				○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.5			

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4.（3）で ソ，タを回答した場合，平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い，見直し前と比べて，生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		（1） 令和3年4月以降，準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		（2）（1）でイを回答した場合，いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		（3）（1）でアを回答した場合，令和3年4月以降，生活保護基準見直しにより，従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合，生活保護基準見直しの影響に対して，何らかの対応を行っているか。				（4）エの内容・補足事項	
		ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	年	月	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため，対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため，対応していない（準要保護者がいない，影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが，対応していない	エ．その他 →（4）		
23	23	4	11	11	11	3	1	0	1	1	23
広島県	広島市	○				○			○	令和3年度に一度でも就学援助認定を受けた世帯で、準要保護の認定基準で否認定となった者は，改めて，見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再審査を行う。（令和4年度から令和6年度まで適用） 見直し前の基準で認定になった者については段階的に減額して支給。 [支給率] 令和4年度　75% 令和5年度　50% 令和6年度　25%	30%未満
広島県	呉市		○	平成29	4						15%未満
広島県	竹原市										20%未満
広島県	三原市										20%未満
広島県	尾道市										20%未満
広島県	福山市		○	平成24	4						20%未満
広島県	府中市										15%未満
広島県	三次市	○				○					15%未満
広島県	庄原市										15%未満
広島県	大竹市	○				○					25%未満
広島県	東広島市		○	平成25	8						15%未満
広島県	廿日市市		○	平成29	3						30%未満
広島県	安芸高田市		○	平成24	12						15%未満
広島県	江田島市										25%未満
広島県	府中町		○	平成24	12						20%未満
広島県	海田町		○	平成20	4						20%未満
広島県	熊野町		○	平成24	12						20%未満
広島県	坂町		○	平成17	4						20%未満
広島県	安芸太田町										25%未満
広島県	北広島町	○					○				20%未満
広島県	大崎上島町		○	平成24	12						15%未満
広島県	世羅町		○	平成24	12						25%未満
広島県	神石高原町										15%未満

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（1） 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
23	23	23	0	0	0	2	2	2	21	21	0	23	0	0	0	0	0	0	23	23	0	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	23	12	12	0	11	11	11	0	0	1	16
広島県	広島市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	74								○				○	28,100	2,800				小学校1年生については、通学用品費は支給していない。
広島県	呉市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	35,955								○				○	29,500	25,963				修学旅行費の平均支給額については，令和元年度の実績額により算出。校外活動費（泊あり）については，令和2年度実績なし
広島県	竹原市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	28,400	19,635				体育実技用具費，校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし
広島県	三原市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○				○	28,300	21,259				・通学費：実績なし ・校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし
広島県	尾道市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○	○	7,153								通学費・校外活動費（宿泊を伴うもの）・・・令和2年度支出実績なし
広島県	福山市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	50,000	18,932				
広島県	府中市	○							○	10,732		○							○	50,600		○	○	0								○	○	22,688								「通学費」及び「オンライン学習通信費」は支給実績なし。
広島県	三次市	○							○	15,500		○							○	51,060												○	○	17,600								「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績なし。
広島県	庄原市	○							○	13,900		○							○	51,060		○	○	0								○	○	13,472								「通学用品費」は「学用品費」に含めて支給。「学用品費」小学1年生11,630円/小学2～6年生13,900円 「体育実技用具費」「通学費」は実績なし。 「卒業アルバム代等」「オンライン学習通信費」は支給対象外。
広島県	大竹市	○							○	12,600		○							○	51,060												○	○	21,094								
広島県	東広島市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	6,993								○				○	33,000	22,993				
広島県	廿日市市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	34,320								○				○	30,455	18,194				
広島県	安芸高田市	○							○	11,630		○							○	51,030												○	○	26,000								令和3年度の予算単価で計上　通学用品費は1年生は除く
広島県	江田島市	○				○	11,630	11,630				○							○	51,060												○	○	33,000								実費の費目については，令和3年度当初予算に計上した単価を記入。
広島県	府中町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	22,789							○	町立学校以外（町外、私立等）に通学する児童の修学旅行費、校外活動費は令和元年度のそれぞれの支給額である32,478円、6,639円を上限額とする（新型コロナウイルス、GoToトラベル等の影響により各学校の費用にばらつきが見込まれるため）
広島県	海田町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	30,000	30,000				
広島県	熊野町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	21,471								校外活動費（宿泊を伴わないもの） 2学年
広島県	坂町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	38,254								
広島県	安芸太田町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	21,890	11,762				校外活動費実績なし
広島県	北広島町	○				○	11,630	11,011				○							○	51,060												○				○	21,890	4,292				「体育実技用具費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」実績なし
広島県	大崎上島町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	29,795								校外活動費・医療費実績なし
広島県	世羅町	○							○	13,900		○							○	51,060												○				○	22,690	17,747				・学用品費と通学用品費は「学用品費・通学用品費」という費目で支払い。 ・学用品費・通学用品費は小学1年生11,630円、小学2年～6年生13,900円。 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。 ・医療費については，基本的に医療券を町教委から就学援助認定者へ配付しており，医療券をもって医療機関受診，医療機関から町教委へ医療費の請求があるため，支給方法を2つ選択している。
広島県	神石高原町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	35,493								

7. 令和3年度準要保護就学援助額

（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項
		費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	費目の設定の有無	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和3年度単価	その他	
23	23	23	0	0	0	2	2	2	21	21	0	23	0	0	0	0	0	0	23	23	0	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	23	12	12	0	11	11	11	0	0	0	19
広島県	広島市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	645								○				○	53,600	1,947				中学校１年生については、通学用品費は支給していない。
広島県	呉市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	44,302								○				○	59,500	56,146				修学旅行費及び校外活動費（泊あり）の平均支給額については，令和元年度の実績額により算出
広島県	竹原市	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	60,300				体育実技用具費，校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし
広島県	三原市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○				○	57,290	51,372				・通学費：実績なし ・校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし ・その他の援助費目②（行事費）：実績なし
広島県	尾道市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	6,900								○	○	0								修学旅行費・校外活動費（宿泊を伴うもの）・・・令和2年度支出実績なし
広島県	福山市	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	75,000	39,068				
広島県	府中市	○							○	20,620		○							○	57,400		○	○	0								○	○	50,121								「通学費」及び「オンライン学習通信費」は支給実績なし。 中学校の校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給実績なし。
広島県	三次市	○							○	27,310		○							○	60,000												○	○	42,000								「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績なし。
広島県	庄原市	○							○	25,000		○							○	60,000		○	○	0								○	○	27,664								「通学用品費」は「学用品費」に含めて支給。「学用品費」中学1年生22,730円/中学2～3年生25,000円 「体育実技用具費」「通学費」「郊外活動費」は実績なし。 「卒業アルバム代等」「オンライン学習通信費」は支給対象外。
広島県	大竹市	○							○	23,340		○							○	60,000												○	○	51,819								令和２年度 校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし
広島県	東広島市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	8,968								○				○	73,500	43,192				
広島県	廿日市市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	88,928								○				○	60,910	37,516				校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし
広島県	安芸高田市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	62,000								令和3年度の予算単価で計上　通学用品費は1年生は除く
広島県	江田島市	○				○	22,730	22,730				○							○	60,000												○	○	60,000								実費の費目については，令和3年度当初予算に計上した単価を記入。
広島県	府中町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	44,672								町立学校以外（町外、私立等）に通学する生徒の修学旅行費、校外活動費は令和元年度のそれぞれの支給額である54,685円、6,165円を上限額とする（新型コロナウイルス、GoToトラベル等の影響により各学校の費用にばらつきが見込まれるため）
広島県	海田町	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,000	60,000				
広島県	熊野町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	50,090								校外活動費（宿泊を伴う・伴わない）　令和2年度実績なし
広島県	坂町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	60,910								
広島県	安芸太田町	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	21,572				校外活動費，医療費実績なし
広島県	北広島町	○				○	22,730	21,853				○							○	60,000												○				○	60,910	29,148				「校外活動費(宿泊を伴うもの)」実績なし
広島県	大崎上島町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	65,328								校外活動費・医療費実績なし
広島県	世羅町	○							○	25,000		○							○	60,000												○				○	60,910	0				・学用品費と通学用品費は「学用品費・通学用品費」という費目で支払い。 ・学用品費・通学用品費は中学1年生22,730円、中学2・3年生25,000円。 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。 ・医療費については，基本的に医療券を町教委から就学援助認定者へ配付しており，医療券をもって医療機関受診，医療機関から町教委へ医療費の請求があるため，支給方法を2つ選択している。医療費は実績なし。
広島県	神石高原町	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	44,038								令和3年度の小学校就学援助額の単価について，医療費の支給平均額は修正有りません。

都道府県	市区町村名	8. その他 （1） 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について，これまでの回答への補足
23	23	2
広島県	広島市	
広島県	呉市	
広島県	竹原市	
広島県	三原市	
広島県	尾道市	
広島県	福山市	
広島県	府中市	
広島県	三次市	
広島県	庄原市	生活保護担当課、児童福祉担当課、民生委員・児童委員担当課等の相談業務や会議の中で、就学援助制度の案内など、他部署と、連携をとっている。
広島県	大竹市	
広島県	東広島市	
広島県	廿日市市	
広島県	安芸高田市	
広島県	江田島市	
広島県	府中町	
広島県	海田町	
広島県	熊野町	
広島県	坂町	教育委員会、学校現場では経済的に困窮な状況にある児童生徒の現状が把握しにくいため、生活保護、生活困窮者、母子、父子家庭の支援を行う部署と連携し、役割分担を行い支援を行う。申請が提出されての認定、支給であるが、救済されるべき困窮世帯については、申請が提出されているか、遅れていないかを学校に確認し、申請を促し、確実に提出させている。また、困窮世帯の保護者は、行政の手続き等に苦手意識があり、申請をやめてしまったり、できない人が多い傾向にあるため、記入の仕方や、提出方法がわからない時は、役場に来るように周知し、対応してきたので、自ら、手続きが困難な時は、来庁し、申請を必ず行うようになった保護者が増えてきた。
広島県	安芸太田町	
広島県	北広島町	
広島県	大崎上島町	
広島県	世羅町	
広島県	神石高原町	